



令和7年7月7日

内閣総理大臣
石破 茂 殿

全国青年税理士連盟
会長 高橋 紀充
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8
代々木第10下田ビル7F
電話 03-3354-4162



「複数税率制度の廃止」と「消費税率の引下げ」を求める意見書

私たち全国青年税理士連盟は、昭和42年の設立以来、国民のための税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に租税制度その他の諸制度について研究し、積極的な提言を行うなど日々活動しております。

さて、参議院選挙を目前に控えた現在、物価高対策として期限付きで食料品の消費税をゼロ%とする案などが急に浮上し、世論調査で多くの関心が寄せられています。当連盟は、このような議論が選挙対策として消費税を都合よく利用するものではないかと懸念し、その動向を注視しています。

一部の国会議員の「食料品は生活必需品であり、物価高騰に苦しむ国民への緊急支援として消費税をゼロ%とすべき」といった主張は、減税した消費税相当額が仕入れ価格を構成する可能性や新たな税率による事務負担の増加についての理解が不十分といえます。

当連盟では税務の専門家集団として、この議論が内包する根本的な問題について強く憂慮し、次に述べる通り、複数税率制度の廃止、そして消費税率の引下げを主張します。

【当連盟の主張】

(1) 複数税率制度の廃止

税制は「公平・中立・簡素」であるべきであり、現行の複数税率制度はこれらの原則に反している。

複数税率制度は、低所得者より高所得者に対する減税効果が大きく、公平性を担保した逆進性対策としての機能を十分に果たしているとはいえない。高所得者ほど食料品の購入額が大きくなる傾向があるため、より大きな減税効果を楽しむことになり、真の意味での公平性は実現されない。

ゼロ税率の導入についても、例えば飲食店業ではゼロ税率で仕入れたものについては仕入税額控除の税額がゼロであることから、新たな問題を生じさせる。

一見すると、「仕入れの段階で消費税がかからないのであれば、従来と比べて税負担は減る」と誤解されがちである。しかし、実際には仕入れ価格は市場取引によって決まるものであり、消費税率がゼロ%となったとしても仕入れ価格が下がる保証はなく、飲食店業の事業経営を著しく圧迫することとなる。また農業においても、売上げに係る消費税はゼロ%になるものの、仕入れに係る消費税は変わらないため、資金繰りの悪化など同様に事業経営に大きな影響を与えることになる。このように、業種により税の中立性を大きく歪めることとなる。

また、ゼロ税率を短期間で時限的に適用しても、コロナ禍における英国やドイツの事例に照らせば、事業者により価格転嫁の対応が分かれる、過大な還付処理による行政コストが増えるなど、その効果は限定的である。さらに重要な点は、一度ゼロ税率を導入すれば、他の生活必需品にも適用範囲を広げるような政策議論が不可避となり、最終的には消費税制度の大きな歪みを招く危険性が極めて高いといわざるを得ない。

一方で、標準税率（10%）、軽減税率（8%）、ゼロ税率（0%）と3つの税率を使い分ける必要があり、事業者に過度の事務負担を課す結果となる。いたずらにゼロ税率などの新税率を設けることは、短期間で時限的であれば殊更、消費税制を更に複雑化させるだけである。

したがって、複数税率制度は廃止し、すべての取引に単一税率を適用すべきであり、これにより、制度の簡素性が確保される。また、インボイス制度廃止の前提も整う。

（2）消費税率の引下げ

消費税率は、あくまでも担税力の範囲内、つまり、特段の逆進性対策の措置を講ずる必要のない水準の税率まで引き下げるべきである。

そもそも税制は、応能負担の原則に従って構築することが課税の公平に最も合致する。応能負担を原則としている理由は、各人の担税力に応じた納税義務を課すことで負担能力に基づく公平性を確保しつつ、富の再分配により経済格差の是正を行うためである。

消費税は低所得者ほど負担が重く、高所得者ほど負担が軽いという逆進性があり、応能負担の原則に必ずしも適うものではない。担税力に優れた所得課税や資産課税に、逆進性対策を講ずる必要のない水準の税率まで引き下げた単一税率の消費課税を組み合わせることが、簡素で応能負担の原則に適った税制といえる。

前述の通り、食料品のゼロ税率導入は、制度の複雑化を助長しかねず、税制全体に歪みを生じさせる懸念があることから、慎重な検討が必要です。

当連盟は、「公平・中立・簡素」という税制の基本原則に立ち返り、複数税率制度ひいてはインボイス制度を廃止し、単一税率による消費税率の引下げの実現を強く求めます。

あわせて、物価高騰に苦しむ国民への支援としては、場当たりの消費税率の変更などではなく、持続可能な簡素で公平な税制全体の構築こそが今求められる対応であると意見申し上げます。

以上

書留・特定記録郵便物等受領証

(ご依頼主のご住所・お名前)

渋谷区千駄ヶ谷5-21-8 下田ビル7F

全国青年税理士連盟

様

お届け先のお名前	お問い合わせ番号	申出損害要償額	摘要
石破 茂 様	358-10 72880-0		
加藤 勝信 様	81-1		
落合 貴之 様	82-2		
矢倉 克夫 様	83-3		
田中 良生 様	84-4		
古川 元久 様	85-5		
阿久津 幸彦 様	86-6		
大野 敬太郎 様	87-0		
国光 あやの 様	88-1		
小林 鷹之 様	89-2		
稲富 修二 様	90-3		
櫻井 周 様	91-4		
長谷川 嘉一 様	92-5		
斎藤 アレックス 様	93-6		
田中 健 様	94-0		

簡易書留

【ご注意】

- 受領証は、損害賠償の請求をするときその他の場合に必要ですから大切に保存してください。
 損害賠償額は原則として次のとおりです。
 ・一般書留：申出損害要償額欄の記入額（記入がない場合は10万円）を限度とする実損額です。
 ・簡易書留：5万円を限度とする実損額です。
 ・特定記録：損害賠償はありません。

【配達状況がわかります】

フリーコール：0120-232886
 インターネット：[http:// www.post.japanpost.jp](http://www.post.japanpost.jp)



書留・特定記録郵便物等受領証

(ご依頼主のご住所・お名前)

渋谷区千駄ヶ谷5-21-8 下田ビル7F

全国青年税理士連盟

様

お届け先のお名前	お問い合わせ番号	申出損害要償額	摘要
東 国幹 様	358-10 72895-1		
石田 真敏 様	96-2		
伊藤 達也 様	97-3		
井林 辰憲 様	98-4		
上田 英俊 様	99-5		
田中 和徳 様	358-10 72900-6		
土田 慎 様	901-0		
長島 昭久 様	902-1		
中西 健治 様	903-2		
根本 幸典 様	904-3		
福原 淳嗣 様	905-4		
古川 禎久 様	906-5		簡易書留
牧島 かれん 様	907-6		
松本 剛明 様	908-0		
江田 憲司 様	909-1		

【ご注意】

- 受領証は、損害賠償の請求をするときその他の場合に必要ですから大切に保存してください。
 損害賠償額は原則として次のとおりです。
 ・一般書留：申出損害要償額欄の記入額（記入がない場合は10万円）を限度とする実損額です。
 ・簡易書留：5万円を限度とする実損額です。
 ・特定記録：損害賠償はありません。

【配達状況がわかります】

フリーコール：0120-232886
 インターネット：[http:// www.post.japanpost.jp](http://www.post.japanpost.jp)



書留・特定記録郵便物等受領証

(ご依頼主のご住所・お名前)

渋谷区千駄ヶ谷5-21-8 下田ビル7F

全国青年税理士連盟

様

お届け先のお名前	お問い合わせ番号	申出損害要償額	摘要
岡田 悟 様	258-10 72910-2		
海江田 万里 様	11-3		
川内 博史 様	12-4		
階 猛 様	13-5		
末松 義規 様	14-6		
宗野 創 様	15-0		
水沼 秀幸 様	16-1		
三角 創太 様	17-2		
矢崎 堅太郎 様	18-3		
萩原 佳 様	19-4		
村上 智信 様	20-5		簡易書留
岸田 光広 様	21-6		
中川 宏昌 様	22-0		
山口 良治 様	23-1		
高井 崇志 様	24-2		

【ご注意】

- 受領証は、損害賠償の請求をするときその他の場合に必要ですから大切に保存してください。
 損害賠償額は原則として次のとおりです。
 ・一般書留：申出損害要償額欄の記入額（記入がない場合は10万円）を限度とする実損額です。
 ・簡易書留：5万円を限度とする実損額です。
 ・特定記録：損害賠償はありません。

【配達状況がわかります】

フリーコール：0120-232886
 インターネット：[http:// www.post.japanpost.jp](http://www.post.japanpost.jp)



書留・特定記録郵便物等受領証

(ご依頼主のご住所・お名前)

渋谷区千駄ヶ谷5-21-8 下田ビル7F

全国青年税理士連盟

様

お届け先のお名前	お問い合わせ番号	申出損害要償額	摘要
田村 智子 様	358-10 72865-6		
三宅 伸吾 様	66-0		
白坂 亜紀 様	67-1		
船橋 利実 様	68-2		
柴 慎一 様	69-3		
杉 久武 様	70-4		
大家 敏志 様	71-5		
櫻井 充 様	72-6		
西田 昌司 様	73-0		
野上 浩太郎 様	74-1		
古川 俊治 様	75-2		
牧野 たかお 様	76-3		
松山 政司 様	77-4		
三原 じゅん子 様	78-5		
宮沢 洋一 様	79-6		

簡易書留

【ご注意】

- 受領証は、損害賠償の請求をするときその他の場合に必要ですから大切に保存してください。
 損害賠償額は原則として次のとおりです。
 ・一般書留：申出損害要償額欄の記入額（記入がない場合は10万円）を限度とする実損額です。
 ・簡易書留：5万円を限度とする実損額です。
 ・特定記録：損害賠償はありません。

【配達状況がわかります】

フリーコール：0120-232886
 インターネット：[http:// www.post.japanpost.jp](http://www.post.japanpost.jp)



書留・特定記録郵便物等受領証

(ご依頼主のご住所・お名前)

渋谷区千駄ヶ谷5-21-8 下田ビル7F

全国青年税理士連盟

様

お届け先のお名前	お問い合わせ番号	申出損害要償額	摘要
勝部 賢志 様	358-10 72925-3		
熊谷 裕人 様	26-4		
上田 勇 様	27-5		
横山 信一 様	28-6		
浅田 均 様	29-0		
上田 清司 様	30-1		
堂込 麻紀子 様	31-2		簡易書留
小池 晃 様	32-3		
梅村 みずほ 様	33-4		
大野 泰正 様	34-5		
神谷 宗幣 様	35-6		
様	(手)		
様			
様			
様			
様			

【ご注意】

- 受領証は、損害賠償の請求をするときその他の場合に必要ですから大切に保存してください。
 損害賠償額は原則として次のとおりです。
 ・一般書留：申出損害要償額欄の記入額（記入がない場合は10万円）を限度とする実損額です。
 ・簡易書留：5万円を限度とする実損額です。
 ・特定記録：損害賠償はありません。

【配達状況がわかります】

フリーコール：0120-232886
 インターネット：[http:// www.post.japanpost.jp](http://www.post.japanpost.jp)

